

議案第 10 号

亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

亀山市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年亀山市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、市内にある保険医療機関において、受給資格者（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）が医療を受けた場合、福祉医療費の助成を当該保険医療機関に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、当該受給資格者及び保護者等に対し福祉医療費の助成があったものとみなす。

附 則

この条例は、平成30年9月1日から施行し、改正後の亀山市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、同日以後に受けた医療について適用する。